

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.24

【事務局】 北海道立消費生活センター（指定管理者（社）北海道消費者協会） <http://www.do-syouhi-c.jp>
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

巧妙化する詐欺被害の手口

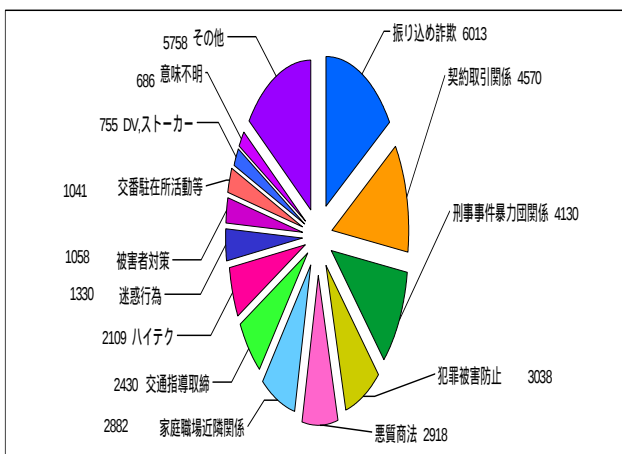
（出典：北海道警察本部HP）

警察安全相談 / 「警察安全相談等の
受理状況（平成19年度中）」

[http://www.police.pref.hokkaido.jp/
info/soumu/soudanka/soudan_zyurisuu.html](http://www.police.pref.hokkaido.jp/info/soumu/soudanka/soudan_zyurisuu.html)

北海道警察本部による「平成19年度中の警察相談受理状況」を相談内容別にみると最も多かったものから、「振り込め詐欺」、「契約取引関係」、「刑事事件暴力団関係」、「犯罪被害防止」、「悪質商法」の順になっています。

平成19年中の警察相談受理状況 ア 相談内容



主な相談の増減でみると、最も多いのは振り込め詐欺相談ですが前年度比で半減しています。

《主な相談の増減》

（内は前年比▼）

振り込め詐欺	6,013(-5,791)
悪質商法	2,918(-1,539)
契約取引	4,570(-1,081)

件数としては、減少しているものの、依然として被害が多い振り込め詐欺。その手口は、より巧妙化しています。

“振り込め詐欺”は、現在、「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」の4態様に分類されます。

オレオレ詐欺

電話を利用して親族、警察官、弁護士等を装い交通事故示談等を名目に現金をだまし取る手口

架空請求詐欺

郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る手口

融資保証金詐欺

実際に融資しないにもかかわらず、融資する旨の広告をしたり文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る手口

還付金等詐欺

（新たな振り込め詐欺の手口として平成19年に追加）

税金や年金等の還付手続きを装って、口座名義人に銀行等のATMを操作させ、被疑者の管理する口座に振替送金させる方法によりだまし取る手口

なお、最新の情報は、北海道警察本部HPでご確認ください。

税の還付金を理由とした詐欺に注意！

税務署員を装って、税金を還付しますと騙し、お金を振り込ませる詐欺事件が発生しています。



手口の流れ

犯人らは、国税局や税務署員を装って電話をかけ、又は封書を送り、

- ・ 税金の還付金が発生した
- ・ 平成〇〇年の国民健康保険の還付金がある

等と、払いすぎたお金が返還されるかのように偽ります。



現金自動受け払い機（ＡＴＭ）のあるコンビニエンスストア等に行くよう誘導します。



ＡＴＭの前で残高照会をさせ、入金されていないことを確認した被害者が、指定された電話番号に電話を入れると、



- ・ 私の指示通りにＡＴＭを操作してください
- ・ エラーでうまく振り込めないので、一旦〇〇万円をこちらに振り込んでもらえば、返還金を含め入金します
- ・ プライバシーの関係があるので、一旦〇〇万円振り込んでください

等と言葉巧みにＡＴＭを操作させ、お金を振り込ませます。

対策は・・・

- このようなＡＴＭでの操作を求める電話や手紙は、「詐欺だ」と考え、相手に連絡はせず、すぐに最寄りの警察署に相談するか１１０番に通報して下さい。
- 税の返還金があるからといって、鵜呑みにせず、電話帳などで税務署の電話番号を確認して、税務署に問い合わせしましょう。

（出典：警視庁ＨＰ「だましのテクニック／税の還付金を理由とした詐欺に注意」

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/kanpu/kanpu.htm>）

既存住宅も今すぐ設置？ 住宅火災警報器

(北海道立消費生活センター『きらめっく』No.37 より)

住宅火災による死者数が全国的に増えていることから、消防法が改正され、寝室、階段の踊場(階上に寝室がある場合)、台所などに住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

新築住宅は平成18年6月1日からですが、既存の戸建住宅マンションなどへの適用時期は、自治体が住民への周知や準備を配慮して条例で決めています。

たとえば札幌市や千歳市は平成20年6月1日から、江別市は平成23年6月1日から適用され、新築住宅より2～5年程度遅くスタートします。

既存住宅も今すぐ設置しなければならないかのように見せかけて契約させようとする悪質な訪問販売の手口には、ご注意ください。

消防署の職員を装って販売することも予想されることから、役場や消防署でも注意を呼びかけています。

「今すぐ」、「お宅だけ」など契約を急がせる業者は要注意です。



訪問販売の火災警報器等

訪問販売では、消費者に事前の準備がないことをねらって、市価の数倍もする価格で契約させることも行われています。

住宅用火災警報機はクーリング・オフの対象品です。「しまった！解約したい」と思った時は、契約日から8日以内に配達記録郵便で解約通知を出しましょう。

住宅用火災警報器はホームセンターなどで購入することができます。

消防署にどのような場所に必要なのか聞いたり、店員に設置場所に適している機器であるかよく相談しましょう。

訪問販売で購入をすすめられた場合は、契約前に家族や知人相談し、価格を比較しましょう。

公的機関の職員が一般家庭を訪問したり、電話で勧誘して、火災報知器を販売することはありません。

必要のない箇所に設置を勧められたり、法外な値段で契約させられるおそれもあります。強引に勧められても「消防署に聞く」、「家族と相談する」などと断り、その場で契約しないようにしましょう。

住宅用火災警報器について、一番多く販売されている電池タイプの7種類を、その特徴、作動の正確さ、警報音などについて、(社)北海道消費者協会が試買テストを行い、結果を機関誌『北のくらし』(平成18年12月1日) No.417 に掲載しています。

高額印鑑売りつける 「先祖霊で家族も不幸に」

(北海道立消費生活センター『きらめく』No.38 より)

「家相が悪い」などと家に上がり込み、「あなたが不幸なのは先祖霊のせい」など長時間にわたって不安をあおり、高額な印鑑や表札、水晶玉などを売りつける訪問販売の苦情が寄せられています。

「無料で姓名判断をしてあげる」と来訪した業者にみてもらったところ、「先祖代々の霊のせいで、あなたの本来の運が生きてない」、「印鑑をつくると必ず幸せになれる」など長時間説得された。

気持ちが不安定な時だったので、3本契約した。

後日、業者はできた印鑑を届けに来て、「3本では足りない。運気を本当に好転させるためにもう1本作りなさい」

言われ、追加契約した。

合計金額が1,50万円を超える。冷静になって考えると、だまされたと思う。解約したい。

消費者は、悪いことが続いて気が滅入っているときに来訪を受けました。

業者は玄関先で「机があるところでないと姓名判断ができない」などと上がり込み、「このままでは不幸になる」、「病気になる」、「あなただけでなく家族にも悪影響が出る」などと長時間にわたって印鑑の購入を勧めました。

相談者は2回目の契約で「おかしい」と気づき、地域の行政相談窓口にご相談しました。相談担当者は業者を呼んで勧誘時の状況をくわしく聞き出し、道立消費生活センターに連

絡しました。

センターは業者に対し、訪問の際、勧誘目的を告げていない、「先祖霊」などと不安にさせることを告げて勧誘している、長時間勧誘である、など特定商取引法や道消費生活条例違反する疑いのあることを告げ、解約を求めました。

その結果、業者は合計4本の無条件解約に応じ、既払金を返金しました。



靈感商法と宗教活動の違いは？

先祖や霊や因縁を供養し、人の不安を和らげることが、昔から宗教活動として行われており、宗教団体や祈祷家に供養料や祈祷料を払うことも一般的です。

では、「先祖霊を祓う」などと称して業者が高額な印鑑等売りつけることが違法とされるのはなぜでしょう。

一般的には、資金集めや販売自体が目的である場合、虚偽の説明をして不安や困惑におとし入れた場合、長時間、相手を軟禁状態に置いて支払いを約束させた場合、契約させ金額が生活に困るほど過大である場合 - などを総合的に判断して違法性があるかどうか判断されます。

また、特定商取引法では、訪問販売で業者が販売目的を隠して営業行為をすることも禁止しています。